

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓 令

福島県訓令第十六号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「部等の部長（直轄理事を含む。）」を「部の部長」に改め、同条第五号中「文化スポーツ局」の下に「、こども未来局」を加え、同条第六号中「知事直轄を「総務部」に改め、「に規定する知事公室長、同表総務部に属する人事総室の項」を削り、同条第七号中「文化スポーツ局」の下に「、こども未来局」を加え、同条第八号中「同条第三項、第四項及び第五項」を「同条第三項から第六項まで」に改め、「並びに行政組織規則第八条第二項」を削る。

第五条の二の見出し中「安全管理監等」を「危機管理監」に改め、同条各号列記以外の部分中「第二十二条の二」を「第二十二条の二第一項」に、「上欄に掲げる職にある者（以下「安全管理監等」という。）」を「に規定する危機管理監」に改め、同条第一号中「安全管理監等」を「危機管理監」に、「以下」を「次号において」に改め、同条第六号から第十一号までを削る。
第五条の三第一項及び第二項中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（原子力損害対策理事の専決事項）
第五条の三 前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、行政組織規則第二十二條の二第一項の表に規定する原子力損害対策担当理事が専決することができる。

一 原子力損害対策担当理事が掌理する事務についての基本方針（次号において「基本方針」という。）の決定
二 基本方針に定める事項を実施する上で必要な調整、助言、指導及び達成状況の評価

三 訓令の制定及び改廃並びに重要な公示、公告、告示及び公表の決定
四 国、地方公共団体等に対する重要な意見の具申、協力の要請、要望の提出等並びに重要な申請書、報告書等の提出、受理及び進達
五 国、地方公共団体等との重要な協議をし、及び協定を締結し、並びにこれらの団体等からの重要な意見を聴取し、承認、通知、指示、勧告、命令等を受理し、及び協議、協力の要請、あつせん等に応じること
六 原子力損害対策担当理事の内国旅行命令
七 原子力損害対策担当理事の超過勤務及び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確認

八 原子力損害対策担当理事の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更
九 原子力損害対策担当理事の代休日の指定
十 原子力損害対策担当理事の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知
十一 原子力損害対策担当理事の事務代決者の指定
第六条中「前二条」を「前三条」に改める。

第八条第一号の表中

部長及び理事 （企業誘致を 担当する理事 に限る。）	部長及び理事 （企業誘致を 担当する理事 に限る。）	当該事務を掌理する 政策監、再生可能エ ネルギー産業推進監、 環境回復推進監、食 産業振興監又は部次 長
安全管理監等		知事があらかじめ指 定する者

を

危機管理監	知事があらかじめ指 定する者
部長及び理事 （企業誘致を 担当する理事	当該事務を掌理する 政策監、風評・風化 対策監、環境回復推

政策監、
可能エネルギー
産業推進

原子力損害対策担当理事		進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監又は部長
知事があらかじめ指定する者		

環境回復監、食産業振興監及び部長

再生可能エネルギー推進、監、産業振興及び部次

政策監、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監及び部次長

を

に改める。

別表第二の1の表備考1を削り、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3中「文化スポーツ局」の次に「、このも未来局」を加え、同表備考3を同表備考2とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 政策監、部次長及び局長の専決事項の欄に規定する事項のうち、総務部長が定める事項については、行政組織規則第22条の3に規定する風評・風化対策監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局長、部参事及び局参事」とあるのは「風評・風化対策監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局長」とあるのは「風評・風化対策監」と読み替えるものとする。

別表第一の1の表備考4中「第22条の3」を「第22条の4」に改め、同表備考5中「第22条の4」を「第22条の5」に改め、同表備考6中「第22条の5」を「第22条の6」に改め、同表備考7中「、知事公室広報課」を削り、「財務総室総務課」の次に「、危機管理総室危機管理課」を加える。

別表第二の1の表を削り、同表の2の表財務総室の部の前に次のように加える。

知事公室	秘書課	知事の事務代決者の指定								
			○							

別表第二の2の表を同表の1の表とし、同表の次に次の表を加える。

2 危機管理部

総室名	課名	専決事項	決 裁 区 分					
			本庁機関	地方振興局			出先機関	
危機管理総室	消防保安課	<p>1 消防法（昭和23年法律第186号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>第35条の3の2第1項の規定による消防長官に対する火災の原因の調査の要求</p> <p>2 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>第71条の規定による行政庁の変更に伴う事務引継に関する事務</p>	監	監	監	監	監	監
	災害対策課	<p>1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 第2条の規定による災害救助法の適用の決定</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による金銭の支給（東日本大震災に係る</p>	○					

- ものを除く。) (3) 第13条第1項の規定による知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするものの決定
- 2 災害救助法施行規則 (昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号) の施行に関する次に掲げること。
- 第2条第1項の規定による収用又は使用すべき物資の受領
- 3 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第29条第1項の規定による災害応急対策等のための職員の派遣の要請
- (2) 第42条第5項の規定による市町村地域防災計画の作成又は修正に関する報告の受理
- (3) 第42条第6項の規定による市町村防災会議に對する助言又は

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

	<p>報告</p> <p>(4) 第79条の規定による通信設備の優先使用等</p> <p>4 自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) の施行に関する次に掲げること。</p> <p>第119条の規定による自衛官募集に関する広報宣伝</p> <p>5 福島県防災会議条例 (昭和37年福島県条例第52号) の施行に関する次に掲げること。</p> <p>第5条の規定による運営上の必要事項の制定</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--	---	-----------------------	-----------------------	-----------------------

備考
 決裁区分の本庁機関の課長又は室長の欄中危機管理総室の部消防保安課の項2並びに同部災害対策課の項1 ((2)に限る。) 、 2、 3 ((3)に限る。) 及び4の項に規定する事項については、当該課の主幹、副課長又は主任主査のうちから当該課の課長があらかじめ指定する者が再決できるものとする。

「第42条第6項」の「市町村防災会議」を「市町村防災会議」及び「市町村防災会議」の「市町村防災会議」に「市町村防災会議」を加える。」と「市町村防災会議」を「市町村防災会議」に「市町村防災会議」を加える。」とする。

7 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) の施行に関する次に掲げること。

(1) 第4条第2項に規定する生活困窮者自立支援

<p>1項の規定による入院措置の解除 (9) 第31条の規定による費用負担の認定</p>	<p>興局 長 ○ 保健 所長 ○</p>	<p>(16) 第45条第5項で準用する同条第3項の規定による通知 (17) 第45条の2第3項の規定による返還命令 (18) 第45条の2第4項の規定による指定医に対する診察の指示 (19) 第45条の2第5項で準用する第45条第3項の規定による通知 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)の施行に関する次に掲げること。 第7条第5項の規定による通知及び精神保健福祉手帳の交付</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○</p>
<p>(10) 第34条の規定による移送 (11) 第38条の6第1項の規定による報告の徴収、命令、立入検査、質問及び指定医に対する立入検査等の指示 (12) 第38条の6第2項の規定による報告の徴収及び命令</p>	<p>○ 保健 所長 及び いわ き地 方振 興局 長 ○</p>	<p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の施行に関する次に掲げること(精神通院医療に係るものに限る。) (1) 第9条第1項の規定による報告及び文書その他の物件の提出又は提示の命令</p>	<p>○</p>
<p>(13) 第40条の規定による仮退院の許可 (14) 第45条第2項の規定による審査及び精神障害者保健福祉手帳の交付 (15) 第45条第3項の規定による通知</p>	<p>○ 精神 保健 福祉 センター 所長 ○</p>		<p>○</p>

--	--	--	--	--	--	--	--	--

並びに質問
 (2) 第12条の規定による文書の閲覧及び資料の提供の請求並びに報告の請求
 (3) 第54条第1項の規定による支給認定
 (4) 第54条第2項の規定による決定
 (5) 第54条第3項の規定による医療受給者証の交付
 (6) 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の請求
 (7) 第56条第4項の規定による医療受給者証の返還
 (8) 第57条第1項の規定による支給認定の取消し
 (9) 第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の請求
 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)の施行に関

<p>する次に掲げること(精神通院医療に係るものに限る。)。 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付 6 福島県精神保健福祉センター条例(昭和47年福島県条例第18号)の施行に関する次に掲げること。 第5条の規定による使用料及び手数料の免除</p>					<p><input type="radio"/></p>
---	--	--	--	--	------------------------------

別表第二の5の表自立支援総室の部を削り、同表健康衛生総室の部健康増進課の項中を5とし、5の部に次のように加える。

<p>4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関する次に掲げること。 (1) 第17条第1項の規定による報告 (2) 第17条第2項の規定による健康診断の措置 (3) 第17条第3項の規定による書面による通知 (4) 第17条第4項の規定による書面の交付</p>		<p><input type="radio"/> (保健所長)</p>			<p><input type="radio"/></p>
---	--	-------------------------------------	--	--	------------------------------

(28) 第30条第1項の規定による死体の移動の制限及び禁止	○
(29) 第30条第2項ただし書の規定による埋葬の許可	○
(30) 第31条第1項の規定による生活用水の使用等の制限及び禁止	○
(31) 第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示	○
(32) 第32条第1項の規定による建物への立入りの制限及び禁止	○
(33) 第32条第2項の規定による建物の封鎖その他の措置	○
(34) 第33条の規定による交通の制限及び遮断	○
(35) 第35条第1項の規定による質問及び調査	○
(36) 第36条第1項の規定による書面による通知	○
(37) 第36条第2項の規定による書面の交付	○
(38) 第36条第3項の規定による掲示	○
(39) 第37条第1項の規定による費用の負担	○
(40) 第37条第2項の規定による費用負担の認定	○
(41) 第37条の2第1項の規定による費用の負担	○
(42) 第42条第1項の規定による療養費の支給	○
(43) 第45条第1項の規定による勧告	○
(44) 第45条第2項の規定による健康診断の措置	○
(45) 第45条第3項で準用する第17条第3項の規定による書面による通知	○
(46) 第45条第3項で準用する第17条第4項の規定による書面の交付	○
(47) 第46条第1項の規定による勧告	○
(48) 第46条第2項の規定による入院の措置	○
(49) 第46条第3項の規定による緊急時等の入院の措置	○
(50) 第46条第4項	○

<p>の規定による入院期間の延長の措置</p>	○	<p>2項の規定による指示</p>	○
<p>(51) 第46条第5項の規定による意見陳述の機会が付与及び通知</p>	○	<p>(61) 第50条第1項の規定により実施する第28条第1項の規定による命令</p>	○
<p>(52) 第47条の規定による新感染症の所見のある者の移送</p>	○	<p>(62) 第50条第1項の規定により実施する第28条第2項の規定による指示</p>	○
<p>(53) 第48条第1項の規定による退院の措置</p>	○	<p>(63) 第50条第1項の規定により実施する第29条第1項の規定による物件に係る措置の命令</p>	○
<p>(54) 第48条第2項の規定による意見の聴取</p>	○	<p>(64) 第50条第1項の規定により実施する第29条第2項の規定による市町村への指示及び物件に係る措置</p>	○
<p>(55) 第48条第3項の規定による退院請求の受理</p>	○	<p>(65) 第50条第1項の規定により実施する第30条第1項の規定による死体の移動の制限及び禁止</p>	○
<p>(56) 第48条第4項の規定による確認</p>	○	<p>(66) 第50条第1項の規定により実施する第30条第2項ただし書の規定による埋葬の許可</p>	○
<p>(57) 第49条で準用する第17条第3項の規定による書面による通知</p>	○	<p>(67) 第50条第1項の規定により実施する第27条第</p>	○
<p>(58) 第49条で準用する第17条第4項の規定による書面の交付</p>	○		
<p>(59) 第50条第1項の規定により実施する第27条第1項の規定による命令</p>	○		
<p>(60) 第50条第1項の規定により実施する第27条第</p>	○		

- (5)及び(7)において同じ。)
- (4) 第27条第1項第1号の規定による措置
- (5) 第27条第1項第2号の規定による措置
- (6) 第63条の2の規定による通知
(当該通知をずる際現に児童福祉施設に入所している児童に係るものを除く。)
- (7) 第63条の3の規定による通知
(当該通知をずる際現に児童福祉施設に入所している児童に係るものを除く。)

2 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行に関する次に掲げること。

(1) 第14条の規定による資金の貸付け

(2) 第15条第1項の規定による貸付金の償還免除

(3) 第31条の6第4項で準用する第14条の規定による資金の貸付け

(4) 第31条の6第

- 5項で準用する第15条第1項の規定による貸付金の償還の免除
- (5) 第32条第4項で準用する第14条の規定による資金の貸付け
- (6) 第32条第5項で準用する第15条第1項の規定による貸付金の償還の免除
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第13条の規定による貸付けの停止
- (2) 第17条ただし書の規定による貸付金償還金の違約金免除
- (3) 第31条の7で準用する第13条の規定による貸付けの停止
- (4) 第31条の7で準用する第17条ただし書の規定による貸付金償還金の違約金免除
- (5) 第38条で準用する第13条の規定による貸付け

3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行に関する次に掲げること。

(1) 第13条の規定による貸付けの停止

(2) 第17条ただし書の規定による貸付金償還金の違約金免除

(3) 第31条の7で準用する第13条の規定による貸付けの停止

(4) 第31条の7で準用する第17条ただし書の規定による貸付金償還金の違約金免除

(5) 第38条で準用する第13条の規定による貸付け

の停止 (6) 第38条で準備する第17条ただし書の規定による貸付金償還金の連約金免除	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
4 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行に関する次に掲げること。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(1) 第8条の規定による措置(児童の安全の確認に係るもの)に限る。(4)において同じ。)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(2) 第8条の2第1項の規定による出頭の要求、調査及び質問	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(3) 第8条の2第2項の規定による告知	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(4) 第10条の規定による警察官の援助の要請	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(5) 第11条第3項の規定による報告	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(6) 第12条の4第1項の規定による命令	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(7) 第12条の4第2項の規定による期間の更新	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
(8) 第12条の4第3項の規定による聴聞	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

(9) 第12条の4第6項の規定による命令の取消し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
---------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第二の5の表「健康増進課の項3」や「健康増進課の項5」及び「地域医療課感染・看護室の項3」や「地域医療課医療人材対策室の項2」に定める。別表第二の7の表「農業支援総室の部農業担い手課の項1」を順に「同項2の③」を次のように定める。

(3) 第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可(農地転用面積が1ヘクタール以下のものに限る。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第二の7の表「農業支援総室の部農業担い手課の項2」を1と「3」から5までの2から4までのとする。

別表第二の7の表「農業支援総室の部農業担い手課の項2」の⑤中「第15条」や「第15条第1項」に定める「同項2の⑤中「第16条第3項」や「第16条第4項」に定める「同項2中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」や「農林物資の規格化等に関する法律」に定める「同項2の⑥中「第19条の14第1項又は第2項」や「第19条の14第1項」に定める「同項2の⑦中「第19条の14第4項」や「第19条の14第3項」に定める「同項2の⑧中「及び立入検査」や「、物件の提出の求め、立入検査及び質問」に定める「同項2の⑨及び⑩」を定める。

7 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)の施行に関する次に掲げること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

(1) 第9条第1項の規定による報告

(2) 第9条第2項の規定による措置

(27) 第91条第2項で準用する第36条第2項の規定による占有の許可

(28) 第91条第2項で準用する第37条第2項の規定による警察署長との協議

			○	○	
			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路計画課の項1の(20)を同項1の(25)とし、同項1の(19)中「協議」を「警察署長との協議」に改め、同項1の(19)を同項1の(23)とし、同項1の(23)の次に次のように加える。

(24) 第91条第2項で準用する第33条第2項の規定による占有の許可

			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路計画課の項中1の(18)を1の(22)とし、1の(17)を1の(20)とし、1の(20)の次に次のように加える。

(21) 第91条第1項の規定による道路予定地に係る工作物の新築等の許可

			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路計画課の項1の(16)中「措置」を「行為の中止命令等の措置」に改め、同項中1の(16)を1の(17)とし、1の(17)の次に次のように加える。

(18) 第72条第3項の規定による補償金額の負担命令

(19) 第73条第1項の規定による負担金等の納付督促

			○	○	
			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路計画課の項1の(15)中「処分及び命令」を「許可の取消し等の処分及び行為の中止命令等の措置命令」に改め、同項1の(15)を同項1の(16)とし、同項1の(16)の次に次のように加える。

(15) 第48条の10の規定による条件の付加

			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路計画課の項中4の(16)を4の(17)とし、4の(15)の次に次のように加える。

(16) 第25条で準用する道路法第73条第1項の規定による負担金の納付督促

			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路計画課高速道路室の項中(4)を削り、同部道路管理課の項1の(2)中「第43条の2」を「第20条第1項」とし、「措置命令」を「他の工作物の管理者との協議」に改め、同項1の(12)を同項1の(18)とし、同項1の(18)の次に次のように加える。

(19) 第69条第2項の規定による損失を受けた者との協議

			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路管理課の項中1の(11)を1の(14)とし、1の(14)の次に次のように加える。

(15) 第67条の2第3項の規定による長時間放置された車両の保管

(16) 第67条の2第4項の規定による告知及び措置

(17) 第67条の2第5項の規定による保管車両の放置場所等への移動

			○	○	
			○	○	
			○	○	

別表第二の8の表道路総室の部道路管理課の項中1の(10)を1の(13)とし、1の(9)を1の(2)とし、1の(8)を1の(3)とし、1の(7)を1の(6)とし、同項1の(5)中「第47条の4第1項及び第2項」を「第47条の5第1項及び第2項」とし、同項1の(5)を同項1の(8)とし、同項1の(4)中「第47条の3第1項及び第2項」を「第47条の4第1項及び第2項」とし、同項1の(3)を同項1の(4)とし、「及び制限」を「又は制限」に改め、同項1の(2)を同項1の(5)とし、同項1の(1)の次に次のように加える。

(2) 第43条の2の規定による措置命令

(3) 第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管

(4) 第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却

			○	○	
			○	○	

及び売却した代金の保管

別表第二の8の表道路線室の部道路整備課の項1のロ中「第45条第1項」を「第20条第1項」に、「道路標識等の設置」を「他の工作物の管理者との協議」に改め、同項1の(8)を同項1の(ロ)とし、同項1のロの次に次のように加える。

- (12) 第95条の2第2項の規定による協議

別表第二の8の表道路線室の部道路整備課の項中1の(7)を削り、1の(6)を1の(7)とし、1の(7)の次に次のように加える。

- (8) 第70条第3項の規定による損失を受けた者との協議
- (9) 第91条第2項で準用する第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管
- (10) 第91条第2項で準用する第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却及び売却した代金の保管

別表第二の8の表道路線室の部道路整備課の項1中

(5) 第66条第1項の規定による土地への立入り及び一

よ

時

建設事務所課長

土木事務所課長

「(6) 第66条第1項の規定による土地への立入り及び一時使用」

に改め、同項中1の(4)を1の(5)とし、1の(3)を1の(4)とし、1の(2)を1の(3)とし、1の(1)の次に次のように加える。

(2) 第45条第1項の規定による道路標識及び区画線の設置

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

